

第 14 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録  
議事（要旨）

日時：平成23年 9月 29日（木）

10：00～12：34

場所：倉敷駅周辺開発事務所

2階 会議室

第 14 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

平成23年9月29日(木)

10:00～12:34

於 倉敷駅周辺開発事務所

2階 会議室

【出席者】

委員 ; 守谷会長、陶浪委員、小野委員、(有)津島、ジエム(有)、土倉委員、小林委員、(有)三和硝子工業所  
(欠席1名・欠員:1名)

事務局 ; 安田所長、斉藤副参事、古城次長、潮見課長主幹、鳩課長主幹、山本主幹、埴岡主幹、佐藤主任、光枝主任、岩崎主任

【審議会会議内容】

- 1 開 会
- 2 会議の成立宣言
- 3 署名委員の指名
- 4 報告事項
  - (1) 「第13回審議会議事録の内容について」
  - (2) 「意見書の処理の仕方について」
- 5 審議事項
  - (1) 第8号議案「換地設計の軽微な変更の取扱いについて」
- 6 閉 会

## 【議事】

(◎会長 ○委員 ●事務局)

### 1 ●： 開 会

### 2 会議の成立宣言

●： 本日の会議の出席者は8名でございますので、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして、会議は成立いたしますことを報告いたします。

### 3 署名委員の指名

◎： おはようございます。それでは、これより議事進行をさせていただきます。

まず、本日の審議会でございますが、審議内容には個人情報が含まれておりませんので公開といたしております。

本日の審議会議事録の署名委員ですが、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程に基づき、本日の署名委員としてジエム有限会社逸見委員と土倉委員にお願いします。続きまして、会議次第4、報告事項(1)第13回審議会議事録の内容について、事務局よりご報告をお願いします。

### 4 報告事項(1)「第13回審議会議事録の内容について」

●： 審議会資料の2ページからが議事録となっております。議事録といたしまして、会議開催の年月日、時間、場所、出席者、欠席人数、審議会会議内容を取りまとめることとなっております。

次の4ページからが議事録でございます。審議会の内容といたしましては、審議会内容の1及び2の開会から会議の成立宣言、3として事務局の開会の挨拶、4といたしまして署名委員の指名、5といたしまして報告事項(1)「今までの経緯について」、12ページからが(2)「第12回審議会議事録の内容について」、13ページからが(3)「意見書の処理方法について」をまとめさせていただいております。最後に、34ページに(6)といたしまして、「閉会」がございます。

議事録の内容につきましては、時間の制約がございますので、省略をさせていただきます。なお、署名委員からのご指摘といたしましては誤字に関するものがございました。また前回同様に、発言者に関しましては記号による表記のみとさせていただいております。以上、議事録に関する説明を終わらせていただきます。

◎： ありがとうございます。この件に関しましては事前に精読されていると思いますので、ご質問があれば簡潔にお願いします。どうぞ質問がおありの方は挙手をお願いいたします。

○： はい。

◎： はい、どうぞ。

○： この前、今回審議会があるということなんですけれども、各条文ごとを見てみたりしたんですけれど、今日の会というのは何の会議になるのですか。

◎： え？。

○： 今日の会議は何の会議なのですか。

- ◎： 何の会？。
- ： はい。
- ◎： 事務局、お願いします。
- ： ○委員からのご質問にお答えいたします。
- 前回、第13回の審議会におきましては意見書の処理の仕方等を取り決めさせていただきました。諮問事項といたしましては、「換地設計の軽微な変更の取扱いについて」の諮問という形でお願いしておりましたが、時間の都合で第13回ではご審議できなかったということになりましたので、今回は意見書の仕方についての詳細な説明、それと審議事項といたしまして「換地設計の軽微な変更の取扱いについて」のご審議、諮問という形で考えておりますが、よろしいでしょうか。
- ： それ、議事でやられるということなのですね。
- ： はい。
- ： わかりました。平成19年8月7日現在で区画整理事業事務所から出された公文書があるんです。その中に委員の任期というのがあるんです。平成19年3月23日から平成23年3月22日までが任期だと、そうすると任期が切れている。私ここに当時の公文書を持っています。そうすると審議会の任期が切れているのに審議会があるということで、前回、そして今日の会議、そもそも成立するのか、根本的な問題を提起いたします。
- ◎： 事務局、答弁をお願いします。
- ： 今、○委員からご指摘があった審議会委員の任期なんですが、当初、委員の皆様方にお配りした時に23年ということと誤りがあったということで、任期が5年ということで、改めて24年3月22日までという資料をお渡ししておりますので、ご理解していただきたいと思います。
- ： もちろんそこまで調べて話をしているのですが、公文書というのは、裁判でも一度、間違った判決を出したら、裁判長が間違いをしているといっても、もう一度、裁判を開かないと、また公判を開かないと訂正ができないのです。
- ◎： ○委員の意見が正しかったら、それに対して答弁していただいて。
- ： はい。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 先ほども申しましたとおり訂正がありましたということで、確かに○委員に訂正の書類を手渡ししておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。
- ◎： それはいつですか。
- ： 資料では、19年10月15日付近ということになっております。
- ： 公文書でしたら、何月何日付けの第何番の何とか、書類が誰に出したとかいうようなことを、そのような文書そのものを一緒に出さないと、結局は出てないのでわからない。
- ： 委員長。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 要するに、任期は5年ということは決まっているわけですね。そうすると、これ今、○委員から判決の話出たのですが、具体的に計算違いとかという場合は判決訂正の申し立てをすれば、控訴上告ではなくて判決の訂正はあります。ただ、判決理由とかそ

ういうものの訂正は上級審でやらなければならない。判決理由についての訂正はききません。ただ、交通事故の損害賠償の理由、逸失利益の定数が2.15を3.15と間違っていたと。その後の計算は正しい計算をしてあるけど、表現だけ違っていた。そういう場合は判決の訂正ということが可能なので、特に任期が5年ということがはっきりしていれば、改めて任期が切れたとかという議論にはならないというのが私の意見です。特にそのような問題については、審議会が任期満了になったら再度選挙するという理屈にはならないというように私は思います。純然たる解釈上の問題として。

- ◎： 他の委員さんのご意見いかがですか。
- ： 私もそのことでよろしいでしょうか。
- ◎： どうぞ。
- ： 今年の初めに私、事務所の方に言ったのです。そろそろ定年になるのではないかと。その時に私確認しました。今のところは委員だと思えます。
- ◎： それでは、任期が切れているという○委員のご提案ですが、それに対して○委員は5年間有効なのだという意見がございます。この際、決をとってはっきりするほうが今後の進行にはいいのではないかと思いますので、○委員さんの・・・。
- ： ちょっとちょっと・・・。
- ◎： ○委員さんの意見に賛成の方の挙手をお願いします。
- ： ちょっと待ってください。
- ◎： 待ちません。
- ： 待ちません。私・・・。
- ◎： 妨害したらいけません。審議会をしないとイケませんよ。
- ： 傍聴者の皆さんはどう思います。
- ◎： いや、そんなことは関係ない、そういうことは関係ないです。傍聴者は関係ない。
- ： 運転免許証でも・・・。
- ◎： え？。
- ： 運転免許証でも、そういった公文書を一度発行したら、その訂正については変更できないのですよ。
- ◎： そんなことはないです。
- ： 委員長。
- ◎： はい、○委員。
- ： ○委員のおっしゃったとおりだと僕は思っています。これは常識の世界です。こんなの細々細々やってもしょうがない。我々は何回もそれはこうして、年に何回かしているのですが、そのことも考えてやってください。失礼な話ですよ。以上です。
- ◎： ○委員、切れていけば切れているでいいんだけど、切れたときにあなた申出て委任せねばいけないでしょう。
- ： それは当然です。
- ◎： 申出したのですか。
- ： もう、ちょっとそういうことではなく、極端な場合は議長が採決に持っていかれたのは反対しません。それで、大体意見が出ていると思うのですが、採決以前の問題というように、本当に○委員がおっしゃるような常識の問題でしょ。しかし、議長が採決されるというのだから採決していいんじゃないですか。

- ◎： いかがですか。
- ： 先に進んでください。
- ◎： それじゃあ、○委員の意見に賛同の方の挙手をお願いします。  
[賛成者挙手]
- ◎： 5人ですね。では、○委員の意見に賛同される方、挙手をお願いします。  
[賛成者挙手]
- ◎： お一人ですね。
- ： おられんのだから・・・。
- ◎： そんなことは・・・。
- ： そんなに言ったって・・・。
- ◎： それはいけませんね。
- ： 協議会ではそれで採決したのだから、進めましょう。
- ◎： それでは、そういうことで進めさせて・・・。
- ： 提案理由というのは、やはりきちんと手続きせねばならないけど、いいでしょう。
- ： いいですか。
- ◎： はい。
- ： 採決する問題ではないですよ。
- ◎： だけど、議事を進めるために、○委員の意見はごもっともだと、あるいは○委員の意見ごもっともだという中途半端な話で前に進めるわけ。
- ： そんなことではないでしょう。
- ◎： えっ、そんなこと・・・。
- ： そういうことではない。審議会は何をするかということを経験してないから、すぐ採決とか決定とかいうことになって決定事項になってくるわけです。今度の問題はそれになるのだから。
- ： ちょっといいですか。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 委員が何をするかということは、採決の問題上、そんなこと関係ないです。もう既に決まっていることを・・・。どんどん進めてください。
- ： だから、そこは会長がどうするかを判断する前の段階で話し合いをしましょう。
- ： 今の採決でいいのではないですか。
- ◎： 話し合いで済むのでしたら簡単ですね。
- ： 今ので、一応結論が出たので、それでは内容に入りましょう。
- ： 話し合いをして、それは協議事項かどうかを諮ってから。そうしないと、協議事項なら採決・・・。
- ： もう既に採決というのが決まって、採決をとっているのだから。
- ： そうじゃない。
- ： 進んでいるんです。
- ： そういうことで進めましょう。
- ： でないと、この審議会は何だったろうかということになりますよ。傍聴者もおられるわけですから。
- ◎： 傍聴者は関係ないです。

- ： 関係ないのだけれども。
- ◎： 全く、そうでしょう。
- ： 関係ない。
- ◎： 審議会の話ですから、傍聴者は関係ない話ですから。混同しないようにしましょう。
- ： もうくだらない話ばかりやってもしょうがない。
- ◎： 区画整理をどうするかという問題でしょう、審議会の話は。
- ： 進行してください。
- ◎： それでは、事務局お願いします。
- ： それで、正確な任期はいつまでですか。
- ： はい。19年からの5年間ということになっておりますので、24年3月22日までということでございます。
- ◎： 24年3月22日です。○委員、よろしゅうございますか。24年3月22日だそうでございます。
- ： 今の任期の問題もあるわけですから、事務局の方から再確認をね。よかったら、日付をもらったほうが・・・。
- ◎： 何の再確認でしょうか。
- ： 任期。
- ◎： 今、言いました。24年3月22日までという事務局の明快な発言があったんですが、それでよろしいですか。
- ： もう進めましょう、先に。
- ： 言われたら辞令の日が任期の始期なのか、あるいは、どうなのかというのを○委員が事例に基づいて質問しておられるので、それについて事務局の意見はどうでしょうか。
- ： どうなのかということ。
- ： 19年8月7日に倉敷市長古市健三さんから委員の委嘱を。
- ◎： どうですか。委嘱状ですね。
- ： はい。
- ◎： 委嘱状の日付が平成19年8月7日になっているのですね。
- ： はい、公告の日が19年3月22日ということで、委嘱したのがこの8月7日ということになっておりますので、ずれが生じているということでご理解ください。
- ： 確認でしょう。
- ： 皆さん、もらっています。
- ： だから、それは日付が3月というのは書いてないですよ。
- ： 議長。
- ◎： はい。
- ： その点は、○委員の提案とは別の伺いというか、どうなのかということをお委員さんが言われたんで、これについてはこの審議会だけではなく、市全部の審議会とか何とか委員会の任期等の兼ね合いも関係してくるんで、今日は今日として事務局の方で専門の部署とも相談の上、次回の審議会でご報告してください。以上です。
- ◎： 事務局よろしくお願いします。
- ： わかりました。
- ◎： その他に何かご質問がございますか。

- ： 質問というのは何ですか、議事録について・・・。
- ◎： はい、さようでございます。議事録に関してですが、精読されていると思いますので、あまり質問ないのではないかと考えているのですが。  
それでは次に進めさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

#### 4 報告事項（2）「意見書の処理内容について」

- ◎： それでは、続きまして会議次第4、報告事項（2）「意見書の処理の仕方について」がございます。この件に関しまして事務局より報告をお願いします。
- ： ご説明いたします。  
まず、本題の意見書の処理の仕方に入る前に何点か確認、ご説明したいと思います。前回の第13回の審議会での内容を確認という意味で今一度、事務局で整理いたしましたので、審議会でご確認していただけたらと思います。  
前回の審議会事務局より、意見書の提出者に限り審議会を聞くことができる場を設けるということの提案をさせていただきました。結果としては、会長よりの意見書提出者の関係権利者の方の意見を聞いて、その後、審議会で議論する場の前に退席いただく、そういう結論でよろしいかということに関しまして採決していただき、決定しているわけですが、この内容についてご確認させてください。まず、1点目といたしましては、事務局からは実際、意見書を審議する際、意見書提出者を2通りに分けて、審議会委員以外の方と審議会委員の取扱いをどういうふうにするかをご提案させていただきました。この採決につきましては、両方とも同じように対処するということがいいのかということの確認がまず1点目です。  
2点目といたしましては、実際の意見書の審議の過程を確認させてください。委員の方から前回の審議会では色々な意見が出ております。それを時系列で確認いたしますと、まず初めに1番といたしまして、意見書のコピーを審議会委員に配布する。2番、意見書をパワーポイントで前に映し出して、事務局で朗読する。3番、意見書調書を同様にパワーポイントで前に映し出して、前に張り出した図面にて従前地と換地の場所、面積、権利指数等の説明を行う。4番、意見書の要旨を読み上げる。5番、それに対して市の見解を述べる。6番、意見書提出者から意見があれば述べてもらう。7番、審議会委員より質疑があれば質疑を行う。8番、意見書提出者はここで退席していただく。9番、審議を行い採決をする。10番、最後に意見書のコピーを回収すると、このような時系列の確認をしたいと、この2点を確認したいと思いますが、会長のほう、よろしくお願いたします。
- ◎： ありがとうございます。
- ： 議長、いいですか。
- ◎： え？
- ： いいですか。ちょっと質問、意見を。
- ◎： この件に関してですか。
- ： はい、そうです。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 今、言った項目とか確認したい。懸案事項ですか。
- ： 議長。

- ◎： はい。
- ： もう一回、事務局にさっき説明されたと思うのですが、今の件は、まだ十分理解、全体できていないので、前回にこれは説明あったのですが、前回決まったのがここからここまで、それから次に今日確認してほしいのはここからここまで、それを再度説明していただけますか。
- ： だから、その提案文書、提案というのはこういうことだという報告文とか提案文書。この中でこの前協議したことについては、相当環境が違ってきます。例えば、私たちみたいな地権者はどうしたらいいのかということがもうこの文章だったらわからなくなるぐらいある。退席という、同じように扱うと言っているのに。だけど、それはどういう扱いをするのかということの手順が・・・それをここで今日確認するでしょう。違うのですか。そこのところを議長、ちゃんと事務局との今日の会議の提案事項に対する意見を審議できる委員に対する了解をはっきり、この前の文書の今日は審議会を開く前に報告をもらわないとわからないですよ。皆さんはわかっているかもしれないけど。
- ： 議長。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： もう一回ぐらい、もう一回同じことだけど、前回決まったのがこういうことで決まりました。それから再度それ以外の点でこういうことの確認を求めたい。これはもう簡単な、特に書面で配るような必要もない事項だと思うんですけど。それを整理して、もう一回説明を事務局にしていきたいと思います。
- ： それをきちんとしなければ、はっきり言うけど。
- ： いや、さっき説明があったのだけれど。
- ： だから、そういう審議会を開くということにしましょう。そうしないからどこまでどうなっているのかわからなくなってしまうている。それを今の審議会の中で・・・あいまいにするのだったら、私たちがしなければいけないのは公開です。要するに、どこへ提案していく形で公開という活動をしなければいけない。
- ： 議長、事務局に説明してもらってください。
- ◎： そうですね、再度、事務局説明をお願いします。
- ： はい。再度、ご説明させていただきます。今、私が申し上げたことは、前回の審議会に対してご提案させていただきましたことに対して採決もありました。それから、審議会で聞く場を設けるといってそれを進めていく中で、委員の方から色々な意見が前回出ております。そういうものをまとめさせていただいて確認させていただきたいという意味で申し上げております。

では、再度ご説明いたします。確認事項1点目は、事務局からは実際意見書を審議する際、意見書提出者を2通りに分けて審議会委員以外の方と審議会委員の取扱いをどのようにするかと提案をさせていただき、その際には両方とも同じように対処することでいいのでしょうかということでございます。これが、まず1点目。

2点目といたしましては、これが皆様方から前回の審議会でも色々、コピーを渡したらいいとか、意見書提出者には意見を述べていただくとかいうようなことも色々前回の審議会の議論で出されております。それをまとめて確認したいということでございますので、ご理解していただきたい。それを時系列に並べて初めから言いますと、まず1番、意見書のコピーを審議会議員に配布する。2番、意見書をパワーポイントで映し出し

て、事務局で意見書を朗読いたします。3番目、意見書調書を同様にパワーポイントで前に映し出して、前に張り出した図面にてその方の従前地と換地の場所、面積、権利指数などの説明を行います。4番目といたしまして、意見書の要旨を読み上げます。5番目といたしまして、これに対しての市の見解を述べてまいります。6番目は意見書提出者から意見があれば、ここで述べていただく。7番目といたしまして、審議会委員より質問等があれば、質疑を行っていただく。8番目といたしまして、ここで意見書提出者は退席していただく。9番といたしまして、ここで審議を行い採決をしていただく。これが終わりましたら最後といたしまして、10番目といたしまして意見書のコピーを回収すると、そういう手順でよろしいかという確認でございます。

以上でございます。

- ◎： ありがとうございます。
- ： いいですか。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： これについては議論になってないですね。ほとんどその通りで異論は出てない。異論があった場合、採決した事項というのは、例えば、委員が意見書を出した場合にその委員が退席するかどうか、これ議事録に載っています。それで、採決に入れるかどうかということが議論になり、採決の対象になっていますが、今の1から10については私の記憶ではほとんど議論の対象になってないように思うので、他の委員さんどうか知りませんが、ほとんど議論の対象にはなっていないというふうに私は理解しているんですが、他の委員さんはどうなのか。例えば、コピーを配付するのがいいか悪いかとか、パワーポイントで今あそこへ映すんでしょう。それから、意見書の調書を図面で説明するとか、それから要旨を読み上げるとか市の見解を述べるとか。それから、意見書を提出した人が退席する。採決。コピーを回収。これはほとんど議論になってないと思うので、私は。また、議論になるような問題でもない。むしろ、委員が意見書を出した場合、さっき申し上げたようにその方が退席されるかどうかとか、あるいは採決に加わるかどうか。これについては、意見書を出した他の委員と同じように扱うということについて採決があったと理解していますが、これ違いますか。
- ◎： 違います。
- ： その通りだと思います。
- ： 1から10まではほとんど議論になってないと思いますよ。
- ◎： それでは、進めさせていただきます。ありがとうございます。それで、地権者である委員さんにつきましては、前回の審議会で採決をとらせていただきました。一般の地権者の扱いについて、前回審議会で意見交換で色々意見が出たんですが、採決はとっておりません。それについて本日採決をした方がいいと私は思いますが、委員の皆様のご意見はいかがですか。
- ： それについてというのはどういうことですか。
- ◎： 1から10ではなく、一般の地権者で意見書を申し出てる方の取扱いについて、地権者である委員さんについてはどこで退席していただくとか、その辺りについて、前回、決をとらせていただいております。一般の方については色々意見が出たんですが、意見交換はあったんですけども、具体的にどうするかという決がとれてないと私は理解しているのです。

- ： 採決ではなく、一般の意見書の取扱い。
- ◎： そうです。
- ： 要するに、意見はこれでよろしいかということを確認とっていった中でどうするかという長時間かけてとっていかなければいけませんから、それから長時間一つずつをどのような準備をするかということもすごく時間設定はできませんということがここに、議事録に載っているわけ、確認されている文書に出ているわけですよ。
- ◎： だから？
- ： だから、それについての時間設定、それから日にちの設定、そういうことは1日でできるのかどうかというところまできている。
- ◎： できないと思います。
- ： できないでしょう。
- ◎： そうです、そう思います。
- ： だから、それについてはどうするかという採決はとってないと思います。
- ◎： だから？
- ： だから、その中で。
- ◎： それではなく。
- ： それではない。だから、その中に地権者でもある委員がいる。
- ◎： そうそう、そうです。
- ： 委員の取扱いはどうするということに、一般の人と同じように扱いましょう、ということは、その人は意見を述べることはできるけども、その説明を受けたら退席するのでしょうか。
- ◎： そう。
- ： この審議するときはいないのです。ところが、審議委員は審議しなければならないので、その審議委員が審議会へ加わるかどうか、そのことが・・・。
- ◎： いや、それを。
- ： 採決することにおいては計数が、計数から退席になったら欠になるんですか。その取扱いについてうやむやみたいな形で。
- ◎： いやいや。
- ： それは採決した。
- ◎： それは採決しました。前回しています。議事録読んでみてください。
- ： そのところを。
- ◎： 精読されていると思いますが、議事録を読んでみてください。
- ： 読んだけど、書いてない。
- ◎： いやいや、採決はしています。
- ： 33ページから34ページ辺り。
- ◎： 採決しています。一般の方については採決していないものですから。
- ： ちょっと、いい。
- ◎： はい。
- ： 失礼だけど、一般の人については採決していない。それで、それはどういうことを採決してないのかということがもう一つわからないので、今の事務局が1から10まで述べたことを確認するための採決ですか。それ以外に色々意見があったことを確認すると

いったら、色々意見があった。どういう意見があったことについて採決するのかがわからないわけです。だから、その辺りの何を採決すると言われたのかということをはっきりさせないと、手を上げたり下げたりするのがわからないと思うのです。私は、1から10までを確認したという意味かと思ったのだけど、そうでないのならどういふことを採決するのかを決めていただかないと、手を上げようがないのではないかと思います。

◎： 事務局、何ページだったかな。

●： 33ページ。

◎： 33ページでしたかね。

○： 33から34ページ。

○： ちょっと議長、採決する内容をはっきりさせてください。

◎： そうですね。それはしなければいけない。

○： ちょっとすみません。ページ数を示して・・・。

◎： 33ページをご覧いただき・・・。

○： 31ページではないですか。

◎： うん。

○： 議長の発言でしょうね。事務局は何をはっきりさせてほしいのかわかりません。

●： ちょっとすみません。事務局の方からちょっと補足させていただきたいと思います。先ほど申し上げた1点目は審議会委員であり、なおかつ権利者である方の取扱いをどうするかということと、それから先ほど1点目でしたら、それについても今回お願いしていますのはあくまで確認事項でありまして、前回の議事の中では方向性は皆さんご理解いただいたのですが、きちっと総括的に解釈されてないというような例もありましたので、1点目のことに関しては審議会委員の方であって、なおかつ権利者である方はこの具体的な審議をする先ほど2点目の審議会委員には、まず意見書を提出者はここで退席していただくというところで同じように今回の委員さんも退席といったようなことの扱いにさせていただくというのが1点目でございます。

それと2点目は、先ほど1から10まで言ったようなことの見解が出たり、それから採決とったりしたことだったので、改めまして1から10を時系列に並べてこういう流れで進めさせていただくということを今回確認をとっていただけたら結構かなと思います。

○： 1から10の確認でしょ。

●： そうです、1から10の内容を。

○： そもそも、議論になっていない。

●： 確認をとらせていただきたいということが事務局からの提案ということになります。

○： わかりました。

◎： はい。

○： ちょっといいですか。

◎： はい。

○： 私も審議会の議論の中では一応、それなりに話もさせてもらったし、その中でこの問題は余りにも問題が大きすぎるのです。ですから、ここでこう決めたからそれですむような問題ではないので、まだ他にも色々詰めることをしなければいけないことたくさんあるんで、その時はその時のことで、その問題についてだけでももう一回協議しましょ

うということがあってもいいのではないかと思います。だけど、これは例外的なことだと。普通は一般的なことだったら大体今のことでまかなうと。そうでない場合は、皆でもう一回それを考えましょう。それが一番いいでしょう。

- ： 議長。
- ◎： はい、○委員。
- ： ○委員のおっしゃるその通りなんだけど、とりあえずは余り具体的な問題、しいて言えば、委員と意見書を出した人の委員と委員でない人を同じ扱いにするかどうか、これは採決しました。それ以外の大きい2として、1から10については○委員のおっしゃる趣旨はわかるのですが、特に後で大きい問題が出たときに議論するような内容とは私は思っていないわけで。だから、後で出た問題を議論しようということは大賛成なのですが、先ほどの1から10の、私、議事録署名者で色々議事録の内容についての意見も言ったのですが、1から10までについては私が見落としていたら訂正しますが、ほとんど議論になってないのです。ただ、いつのまにかそれで終わったというような、○委員違うかなあ。
- ： 要は・・・。
- ： だから、それを確認するというのはそれほど問題ではなさそうだと思います。○委員のおっしゃるような問題が出たら、その時に議論しましょう。それは大賛成。ただ、今はそう大きい問題が出た時に議論するのは違う。
- ： そうです、そうです。
- ： だから、末梢的なのといったら失礼だけど、要旨を読み上げるのが賛成ですか反対ですかというような議論できないよね。
- ： ですから、そこはお互いの理性の中で。
- ： だから？
- ： 考えられる問題だと思うのです。
- ： だから、理性の問題だが、一応確認をしたらどうですかという議長の提案なんで・・・。
- ： だから、それはちょっと先に。
- ： やはり、一応確認だけ要るんじゃないですか。
- ： そうですね。
- ： 但し、そこで考慮しなければいけないのは、第1番目に呼ぶ人と最後に呼ぶ人との間で扱いが違ってはいけないということ。
- ◎： 当然。
- ： 途中で勝手に変えて。
- ◎： 当然の話ですよ。
- ： 当然の原則ですから、それだったらお互いにね。
- ◎： 当たり前でしょう。
- ： 当たり前の話を言ってはいけないのですか。
- ◎： いけないことは。
- ： 確認事項として。
- ： 委員が退席となると、議決権がなくなると。
- ： そうなりますよね。

- ◎： そうですね。
- ： ええ、そうなりますね。
- ： そうした場合、多数決ですか。
- ◎： 多数決ですね。
- ： そうすると出られた委員が8人になります。その時に相談するというのもあると思いますが、ある程度の方向として事務局はどう考えられていますか。
- ： これも審議会で、これはやっぱり私が裁判のことを申し上げるのは悪いのですが、裁判官が回避すると、自分の親戚とかの場合には、例えば具体的に言えば、最高裁で何か参議院議員か衆議院議員かの定数が正しいとか正しくないとかいう場合、たまたま〇県の選挙管理委員会が事件の相手になって、なら〇県の選挙管理委員長というのは、最高裁判官の兄さんなのです。それだから、裁判長はそれを回避した。身内が当事者の場合は回避して、これは新聞にもありましたが。新聞に載っているのは詳しいことは載っていない、回避したということぐらいしか載っていない。
- ： 関与しないという・・・。
- ： 関与しない。これはやはり我々の立場から言えば常識なので。
- ： 私もそう思いますけど、そこをある程度決めておいたほうがいい。
- ： それでしかも、それは単純多数決。
- ： そのためにある程度決めておいたほうがいいのではないですか。
- ： 単純多数決で、それによって定足数が足らなくなったら議決は無効です。しかし、定足数がある以上は、これは単純多数決で。
- ： ですから、その時は〇委員が言われたように、その時の状況に応じてということには大賛成ですけど、ある程度決められることは決めておいたらという意味で申し上げたのです。
- ： だから、それは委員と委員でない意見書を出した人を同じように扱うと。これはもう今日確認する必要はないわけです。それ以外について議長が確認すると言われますから、〇委員のご意見に反して申しわけないけども、一応確認だけ。これには議論で特に賛成、反対、〇委員がおっしゃったように公平を旨とするというのは、それ冒頭に入れるのは反対しませんよ。
- ◎： いくら書いてもいいです。
- ： 何を入れてもかまいません。
- ◎： いやある程度。
- ： 最後は書かれたとしても、人間同士の質の問題だと思います。
- ： それ確認だけ、採決するか全員同意で次へ行きましょう。
- ◎： それでは、例の事務局からご提案の10項目ですが、ちょっと私が再度朗読をさせていただきますが、1、意見書のコピーを審議会委員に配布する。2、意見書をパワーポイントで前に映し出し、事務局で朗読する。3、意見書調書を同様にパワーポイントで前に映し出して、前に張り出した図面にて従前地と換地の場所、面積、権利指数等の説明を行う。4、意見書の要旨を読み上げる。5、それに対して市の見解を述べる。6、意見書提出者から意見があれば述べてもらう。7、審議会委員より質問があれば質疑を行う。8、意見書提出者はここで退席していただく。9、審議を行い採決する。10、意見書のコピーを回収する、の10項目でございますが、別に反対する理由が私はない

ように思いますけども。

- ： もう一回、問題性があるか聞いてみてください。
- ◎： いかがでしょうか。
- ： 採決は単なる単純過半数なのですが、問題点が大きすぎるから3分の2が私は必要ではないかと思いますが。
- ◎： 区画整理の規則か本則に載っていますか。
- ： 過半数です。
- ◎： 過半数ですね。
- ： はい。
- ◎： そうなっているようでございます。
- ： 念のために議長、言われるように採決してもいいですよ。提案されたのだから。それで前に進みましょう。
- ◎： そうですね。その他に意見があれば、この10項目につきましていかがでございましょうか。
- ： もう一つ、採決に関して。
- ◎： はい。
- ： ではその時の委員、何人の中の何人が賛成、何人が反対とかいう形の賛成者、反対者の数の協議を私は要求しますが、その点についてはいかがでしょうか。
- ： いいのではないですか。前回は数は載っていますし、議事録に。だから、それはいんじゃないですか。
- ◎： 私もそう思います。
- ： いいのではないですか。
- ： 結構です。
- ： 確か、前回は載っています。
- ： では、それですということ。
- ： ただ、それを全部今後同じようにするかどうかは事案によるのだけれども、おそらくこの件については従来の委員と委員でない人の採決にも議事録に載っているし、そのように載せることについて、私は異議ありません。
- ◎： ありがとうございます。それでは、この10ポイントにつきまして確認をさせていただいたということで。
- ： 採決しなくてもいいのですか。
- ◎： いやあ。
- ： 確認についてご異議ありませんかというぐらいは諮った方がいいのではないですか。
- ◎： それでは、採決ではなく、この10項目につきまして、ただいま私が読み上げました。これに対しまして確認ということでご了解いただけますでしょうか。  
・・・特に意見なし・・・
- ◎： ありがとうございます。それでは、その件につきましては終了ということで、事務局、次へ参りたいと思いますので、報告をお願いいたします。
- ： はい、ありがとうございます。  
確認いたしました方向で意見書の処理ということは進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

では、続きまして前回、第13回の審議会におきましては意見書の処理の仕方についてご説明させていただきましたが、委員の方々から意見書の採択の採決をするのに知識がちよっとどうかと、議決には棄権とか、計算は専門的な内容を受けることになるのかご意見がございました。また、顔見知りとか知り合いの方の意見書に対して審議することは非常に責任を感じるということとお察しいたします。そのようなご意見に対しまして、この審議会では意見書の処理、今回の審議会での処理についてはどのような位置づけにあるかということをご説明したいと思います。

先ほど意見書を審議会が採択したからといいまして、審議会委員の皆様方に責任があることはございません。反感等が委員に向くようなことがない、そのようにならないよう市の方で対処いたしますので、ご確認いたします。

そもそも、この行為につきましては、換地設計基準第17、換地設計の決定の中で、換地設計案の供覧期間の終了の翌日から2週間以内に提出された意見は、土地区画整理審議会の意見を聞いてその内容の賛否を決定することになっており、法的な行為ではなく、意見書について市の考えが妥当かどうか全体的に見ていただいて公平公正になっているか、という見地からご判断いただきたいと思っております。以前より、かなり昔になるのですが、昔はすぐに仮換地の指定という法的行為、つまりすぐに今回郵送した図面と仮換地の指定区域を郵送するのみで、市からの説明機会等はなく、この換地の位置等に納得できないなら県とか国に審査請求あるいは裁判でもしてくださいというような方法でありました。しかしながら、このようなやり方では権利者に対して余りにも乱暴で無視したやり方ではないかということで、近年では土地区画整理事業では事前に権利者に対して換地の位置を見てもらい、それに対して市の方で説明する場、今回の換地設計案の供覧が可能になっております。そのような場を持って、さらには納得できない人に対して今回のような意見書を提出していただく。そして、この意見書に対しての審議会の意見を聞くということで、意見書を採択するか不採択にするかという意見を聞くということでございます。そのような位置づけであることから、あまり責任を感じすぎて自分を追い詰めるというようなことはないようお願いしたいと。また、先ほど申しましたが、この件につきましては市が責任を持つということでご理解いただきたいと思います。

次に、今回の審議会から実際に意見書の処理をいただくというように考えておりましたが、先ほども述べましたが、不安等のご意見がございまして、今回の審議会では意見書の処理を行うには無理があるのではないかと判断いたしますので、実際の意見書の処理についてどのように行っていくか、どんな判断をすればよいのか、実例をあげて詳細にわかりやすくご説明させていただくことといたしております。

その前に、次の審議会では個人のご意見はもとより、審議会委員の発言、採択、不採択、誰が賛成、反対したかなど個人情報も頻繁に出てまいります。そこで今一度、審議会委員の位置づけ、そういったものを確認したいと思います。審議会委員は、刑法第7条の公務に従事する委員に該当いたしますので、公務員としての知り得た情報、個人情報の守秘義務がございまして、また、当然のことながら、収賄等による罰則もございまして、この点をご理解の上、知り得た個人情報の取扱いには十分注意していただきたいということでございます。

2点目ですが、ある委員の方から議事録についてどのように反映させるのかというようなご意見もございました。審議会での発言につきましては記載いたしますが、誰が発

言したかというのはわからないように当然記載いたします。その点も今一度確認したいと思えます。次にもう一点、意見書を審議する前の知識といたしまして、換地設計は実際にどのように行っているかというのを予備知識といたしまして簡単にご説明したいと思えます。

・・・ここから換地のルール及び事例により説明・・・

- ◎： ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして何かご質問等がございますか。
- ： はい。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 一見公平にしたというように見えるんですけども、多いに疑問があります。  
例えば、今までの道路、自宅の南側に道があって、ところが、今度は自分の敷地の南側に換地の土地がきています。それから、北側には道路がきています。入り口が南と北と全く逆になっていたりしているが説明はなかったし、特に日照だとか日照防衛だとか日照による障害だとかというようなものを、そういった意見なんかもあったりしたのか。評価そのものがなされない、何かそれを評価するという説明が一切なかった。今住んでいる人たちが何故その土地を手に入れたのか。そこで住んでいることのどういう要素が大事っていうのは。そういう人に対して市の意見なり評価なり実際の価格、街区の中の線引き等でない限りは到底納得しないと思えますよ。
- ◎： 事務局。
- ： 私が先ほど換地設計の説明と、事例等の説明につきまして、ある程度主だった事例紹介、それから主だったルールとか主だった分割だとかというのを説明させていただいております。今、○委員が言われました詳細な事項で意見書等が出てきているものもあります。だから、それについてはこういう意見書の審議の中で市の見解としてきちんとご説明させていただきますので、ご理解の方をお願いいたします。
- ◎： 他の委員さん、何かご質問、質疑がございますか。
- ： これは意見ではないけども、用地のこと細かく言ったら切りがない。ですけど私たちは共同運命体としてこの町に住んでいること、それからどう自分たちの人生、そういう哲学的な問題もきつとある、そういう議論もしないといけない、どう生かしていくか、お互いに。それがいわゆる土地の活性化とか色んな意味もあると思うのです。皆前向きでこれをどう考えるのか、そういう考え方を全体に持っていなければ私は進まないと思えます。以上です。
- ： 私は賛成です。
- ◎： 他の委員さん、何か。○委員さん、何かご意見がございます。
- ： この問題については特にありません。
- ◎： ああ、そうですか。
- ： いいですか。
- ◎： どうぞ。
- ： 先ほど○委員が言われたのは最初に書いている住民合意なり住民たちがこういう町にしてほしいというような主旨からそうしたまちづくりをしている。そうでない、根本的に何で皆は反対しているのか、色んなことを無視している・・・

○：　　こういうことをしていて意味は絶対ないですよ。やはり何のためにこの公があるのか、私たちが日本という国が何故あるか、あるいは社会というのは何であるのか、それに対して私たちはどうあるべきなのか。全体をよくするためにはどうするか、色々なそういう考え方をお互いが持って、これ考えましょうよ。そうしたら、これは必ず片付く問題になると僕は思います。

○：　　議長。

◎：　　はい、どうぞ。

○：　　さっきないと言ったけど、色々貴重な意見を聞かせていただいたわけですが、やはり我々が考えなければいけないのは、要するに我々の立場というのは土地区画整理法に縛られている。従って、はっきり言えばこの計画に、土地区画整理に賛成とか反対とか減歩率が高いとか低いとかということを議論する権限がもともとないわけですから、やはり土地区画法の枠内で我々自身が今後やるであろう意見書の採択、不採択について議論すべきなのだと思います。ということは、区画整理についての議論をやめなさいということではなく、区画整理についての議論をする場がこの審議会ではないということだけ申し上げておきたい。大いに議会でどの程度議論があったか知りませんが、市議会でも色々会合を持つことは自由だろうと思います。そういうふうな形で議論をされることは特に反対はしないわけですが、我々の仕事というのは土地区画整理法の枠内での判断しかできないというふうに思います。法律が悪いといってしまうでしょうがないんだけど、我々が例えば極端な場合、意見書を採択しても、これは審議会の権限というのは意見を言うだけの話。決定権限はないわけです。だから、そこら辺りで反対の方は審議会以外の場で大いに議論していただきたい。審議会ではここから先も言ったら駄目だとか言ったら、そこまで言うちょっと問題があると思うのだけど、やはり基本を理解する必要があるのではないかと思います。

◎：　　○委員のおっしゃったとおりだと私も思っております。審議会の権限とか責任とかの範囲外の議論をしても意味がないということだと思います。

それでは、この問題の質疑はこれで終わらせていただきまして、次に会議次第5、審議事項（1）第8号議案。

●：　　よろしいでしょうか。

◎：　　はい、どうぞ。

●：　　補足としてご説明したい件があるのですけれども、よろしいでしょうか。

◎：　　はい。

●：　　補足としてご説明させていただきますが、意見書につきまして不採択になった場合、採択になった場合、今後どのような取扱いになるかということをご説明したいと思います。

まず、意見書が不採択になった場合であります。換地に関する事項以外の意見書は審査対象外となりますので不採択といたします。そのような場合につきましても、先ほども触れましたが、ご理解いただけるよう努めてまいります。

次に、換地に関する事項で不採択になった場合につきましては、そのまま、何もしないというのでは決してございません。次の諮問事項であります換地設計の軽微な変更の取扱いにつきまして審議会にご同意をいただけましたら、市で軽微な変更ができることとなります。この場合の条件としては、不採択になった意見書に対して審議会から市

はできる限り調整に努めること等の附帯意見をつけていただければ、その附帯意見を踏まえて例えば市開発公社の土地を換地しておりますので交換するとか、Aさん、Bさんの換地を交換するとかというような交渉、またそれでも納得できない場合は用地買収も視野に入れながら幅広く交渉を行ってまいります。決して、不採択になったからといって市が何もしないということではございません。色んな案を提示させていただきながら、意見書の100%納得できないということに対して例えば70%、80%納得できる案があるかもしれません。そのような交渉を粘り強くさせていただき、この点を強く主張させていただきたいと思っております。

次に、採択になった場合がどうなるのかということですが、先ほども前の図面でご説明いたしました1街区の中だけで変更ということであればまだしも、この違う街区に変更ということになれば大変大掛かりな変更になります。修正時間も相当かかります。変更することで影響する換地全ての方々に再度、前回同様、換地の供覧を行い意見書の提出ということになります。このことは第9回審議会資料の換地設計基準38ページ、第17、換地設計の決定欄に明記されておりでございます。このようになった場合、前回は納得して意見書を提出していなかった人が、換地が変わることになってきますので、意見書を新たに提出する場合がございます。すると、同様に再度、意見書についてご審議していただくようになり、また、採択となれば同じ行為を繰り返していくということになってくる場合も生じてこようかと思っております。ですから、先ほどもご説明いたしましたとおり、不採択になっても市の方で調整すべき等の附帯意見がつけば、ご納得いただけるよう調整を図ってまいります。しかしながら、調整が不調に終わる場合も出てくると思っております。その場合について少しご説明いたします。先ほどもございましたとおり、現段階での換地設計案の供覧、意見書の処理等は法的な行為ではございません。今後、意見書が審議会でのどのような扱いになるかわかりませんが、意見書提出者全ての方に対して調整を図っていくのは間違いございません。それがどのくらいの時間を要するのかわかりませんが、調整の状況により時期は明確ではありませんけれども、どこの時期で換地設計案の字をどこかの時期で取らせていただき、正式に換地設計が決定してまいります。このことは審議会に意見書の調整報告等とあわせてご報告させていただきます。

その後、換地設計が決定するわけですが、皆様方の換地の場所が決定することになりますので、土地区画整理法第98条の法的行為の仮換地の指定ということを行ってまいります。この仮換地の指定ということが法的行為となってまいりますので、この件については審議会の意見を聞く事項になっておりますが、審議会の皆様の意見を聞いて仮換地の指定はしてまいります。この仮換地の指定後からは、先ほども言いましたように法的行為になりますので、現に不服がある場合は審査請求できますし裁判も起こすことができるようになりますが、審議会委員に対しては何ら関係はございませんので、対市役所ということになります。詳細につきましては、その時期に説明、仮換地の指定通知書を送りますのでそちらの方に記載しておりますし、その時期には改めて審議会の委員の方には詳細にご説明させていただこうかと思っております。

取りあえず、ご紹介程度の説明とさせていただきます。意見書について不採択になった場合はこうなります、採択になった場合はこうなりますということをご説明させていただきます。以上でございます

5 審議事項（１）第８号議案「換地設計の軽微な変更の取扱いについて」

◎： ありがとうございます。それでは次に第８号議案ですが、「換地設計の軽微な変更の取扱いについて」。

●： はい。

◎： 事務局の説明をお願いします。

●： はい。「換地設計の軽微な変更について」ご説明いたします。

この件につきましては、第９回審議会資料の換地設計基準３９ページの第１９、換地設計の軽微な変更の取扱いをご覧いただきたいのですが、本日お持ちでない方は前のスクリーンをご覧ください。

まず、朗読いたします。換地設計の決定以後、換地設計を変更する必要が生じ、その場合に変更の内容が下記の換地設計の軽微な変更の内容のいずれかに該当する場合において、土地区画整理審議会に施行者限りで処理できる旨の包括諮問をし、同意を得ている時は第１８、換地設計の変更の手続きを省略し、施行者限りで処理できるということであります。換地設計の軽微な変更内容は、１、従前の宅地の地番、地目または地積によるもので、換地の実質を変更しないもの。２、従前の宅地の分割または合併によるもので、換地の実質を変更しないもの。３、新たに借地権等の登記または申告によるもので、この借地権等の存する宅地またはその部分一部が１筆の全部または地主自用地の全部であり、換地の実質を変更しないもの。４、借地権の消滅によるもの。５、換地設計調書及び添付図並びに換地設計決定通知の明らかな記載の誤りを訂正するもの。６、関係権利者から提出された換地変更願による換地の変更で、当該願い出通りのものであり、かつこの変更の内容が、変更の範囲が極めて小範囲であって、他の換地に影響を及ぼさないものということで、これらの案件は施行者限りで処理したいということでございます。この案件は他の方々にまで影響が出るというようなものはございませんので、審議会の同意を得るまでの案件に該当しない、ということで、施行者限りで処理できるものとしております。先ほど意見書の処理の仕方でもご説明いたしましたとおり、この案件にご同意いただけましたら、意見書が採択になった場合においてこの部分については換地設計の決定分となりますので、施行者、市で軽微な変更として交換等の調整を行っていきますので、こういうことができるといことになります。

実は、意見書を提出された提出者の方から早く意見書を処理してほしいとか調整するなら早くしてほしいとの要望を多々承っております。そのようなこともあり、あえて、調整すべきと判断し、この案件を諮問している次第でございます。このことは第９回審議会資料の換地設計基準３９ページ上段に、特段の理由がある場合においては施行地区の一部の画地について先行して換地設計の決定をすることができると明記されております。今後の意見書の調整を図っていく上で非常に重要な事項ですので、その点をご理解の上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

◎： ありがとうございます。

この件に関しまして何かご質問等がございますか。

○： はい。

- ◎： はい、どうぞ。
- ： そもそも、何でもこういう第8号議案が出てくるのか疑問があるのですが、換地設計基準案の49ページ(2)を読みますと、従後の換地設計の変更手続というのが2種類ありまして、第18においては換地設計の変更ということでして、意見書内容等の中で、特に今日ご説明があったその他に属するところの意見書がたくさんある場合には、第17の換地設計の決定の手続を再度行うということで、これが最低限、市長に上がって県知事レベルでもう一度、住民の意見を入れてやり直しなさいという手続の方向になっていると理解しております。ところが、今の議案は、第19の換地設計上の軽微な変更のことですから、ここでは大きな2つの問題が出るのは確実。簡単に言えば、施行者限りで処理することができるということで、第18の手続を度外視することができるということで、ある意味では倉敷市長が勝手にもうやりますということで、やってしまうということが書いてあります。軽微な変更、先ほどご説明があった内容の1から5までは軽微な変更でしょう。だけど、6番目の色々の換地変更願、その他の範囲によって換地区域の中で更に調整しないとイケないとか色々なことが出てくる。通常の場合ですよ、大きな変更にも通知していく。そもそもの道路とか街区の配置自体について住民の大多数が納得も何もしないのに法的手続きをとらずに倉敷市は独自にやりますと、審議の意見書の内容を精査して第18に該当するのか第19に該当するのか、その審査をせずにいきなり・・・これは土台、無茶な話ですよ。以上です。

◎： 事務局、説明を。

●： はい。今、○委員が言われたことに対してご説明いたします。

まず、18換地設計の変更について、こちらの方をやるべきでないか、それから第19については市が勝手にやるようなことが出てくるというようなことを言われております。それから、事業の道路とか公園とか、その辺りについて同意がないのにやっているのはおかしいというようなご意見だと思っておりますが、まずこの対象の前提なのですけども、この意見書というのは当然何でも書いていただいて結構ですと言っておりますが、換地に関する事項のみ審議会委員の方に審議していただくということでございますので、先ほど○委員が言われましたこの事業に関して反対だとかというようなご意見等についてはこの審議会で審議する必要はないと考えておりますので、その意向というのが換地設計の変更には全く該当することがございません。全く切り離れた部分でございますが、この18と19は換地設計の変更ということにつきましては換地に関することのみということでございます。

第19につきましては、先ほど私どもも申しましたように施行者限りで処理できる。この換地に関する事項について、皆様方が例えばこちらの方へ行かせてほしいとかということがあれば、意見書が不採択になっても市の方で、先ほど申しましたように100%調整ができないかもしれませんけれども、70%なり80%の代替案を色々提示した中で、その意見書を提出した方のご同意を得るような形で調整したいというようなことでございますので、この19をしたからといいまして市が勝手に何でもやっている、事業について前に進んでいくというようなことではございません。換地設計に関しての軽微な変更ということでご認識していただきたいと思っております。それから、道路等、公園ですね、この位置というものの意見書につきまして出ておりますけれども、これについても平成14年に事業計画が決定しております。この決定した中で先ほども申しま

した街区というのは形成されておりますので、その街区の中に皆様の換地がはめ込まれている。この換地についてここで審議していただくということになるかと思いますので、あわせて回答とさせていただきます。以上でございます。

- ◎： ありがとうございます。  
その他委員さん、何かご質問ございますか、この件に対しまして。
- ： これでいいのではないですか、と私は思います。
- ◎： ○委員さん、いかがでございましょうか、ご意見は。
- ： これでは換地設計の軽微な変更の取扱いについて、あくまでも換地設計という縛りがあるのと軽微な変更。どの程度が軽微な変更かということは、私にはわかりませんが、これについてはそういう扱いでいいのではないかと思うのですが、これは変更した場合はもうそれで終わりなのですが、改めて審議会にかけるのですか、事務局はどう思われます。
- ： この軽微な変更というのは不採択になった場合ですから、意見書自体としては不採択になったということで、換地については決定ということになります。この決定の軽微な変更を市がするということになりますので、審議会にはその調整した結果をご報告はさせていただきますこうと思っております。
- ◎： ありがとうございます。
- ： 報告案件ですか。
- ： はい、ご報告させていただくという形で対処したいと思っております。
- ◎： ありがとうございます。
- ： 採択、不採択。
- ◎： 何です。
- ： 不採択になった場合は、要するに無視をするようになります。
- ： 違います。この軽微な変更の同意を今、審議会にいただければ、不採択になった場合、市が調整してまいりますということでございます。
- ： 採択になったら。
- ： 採択になったら、その通りに、採択の内容の通り。
- ： 事業をやるわけでしょ。だから、不採択懸案についての変更に対して市ができる範囲で調整すると。
- ： そういう趣旨のようです。
- ： そういうことですね。
- ◎： そうですね。
- ： だから、それについての報告は今、○委員が言われたようにしてくれると。それは了解。ただ、それを採択にするかどうかを取り上げる事項ですよ。懸案の内容についてのそれはこういうことですが、今回の今度の会に報告事項があるときに、これとこれは取扱いますというようなのがあるんですか、指示が、あれではなしに。懸案が、不採択になった懸案についてはこのように対応しますという報告事項をするんですか。その内容については、どこまでするのか知りませんよ。物すごく広い範囲があると思いますので。
- ： 委員長。
- ◎： はい、どうぞ、○委員。

○： どうなのですか。これ今、話題になっている不採択になっても軽微な変更の範囲である程度調整するというこの取扱いが決まる場合と決まらない場合で権利者にはどういう影響があるのか。例えば、この扱いを今日認めればそういう扱いはできるけども、認められなかったらそういう扱いはできませんということなのかどうか教えてほしいということです。

○： ただ、その前に意見書の中身を審査した上でないと。

○： だから、ちょっとその意見の食い違い・・・。

要するに、これが、事案が承認された場合とされてない場合、具体的に権利者の権利はどう、具体的には土地所有権はどうなるんですかという私の質問です。

◎： 事務局。

●： はい。今、○委員言われたことに回答いたしますが、まずここでこの審議事項、「軽微な変更の取扱い」が同意されなかった場合。されなかった場合については、今後審議していただくこの審議会でも意見書が不採択になっても、市の方で何も調整ができないということになりますので、もう不採択のままです。これが仮に今日同意をいただければ、不採択になっても先ほども説明したように、先ほどの事例の中で出ていたと思うのですが、こちらの方がこっちのほうがいいとかというような意見書が出てきたとします。これが不採択になります。でも、不採択になったら市は全く放っておくわけではございません。だから、こここの場所が嫌だと言っているわけですから、その周りに公社か市の土地があれば、ここはどうですかとか、ここは変わってもいいって言っていますよというような交渉ですね、こういうことができるということです。だから、ここで同意をいただけなかったら不採択ですから、もうあなたの意見書は不採択だから市は何もしませんよと放つたらかしくなってしまうという状況が起きるのです。だから、今日この軽微な変更は同意をいただきたい。

その時期については、今後の予定で審議会も次回から色々ご説明いたしますけれども、この意見書が不採択になった時点でこの意見書提出者に不採択の通知書を持っていきます。待っていった中で、あなたはこう言っていますが、こういう考えはどうですか、ああいう考えはどうですかというようなこの協議の場を設けたいと。できるだけ、皆さんが先ほど言いましたように100%納得しなくても、70から80%の納得できるような妥協点を見出していきたい。そのために、今日、変更の同意をいただきたいということでございます。

◎： どうぞ。

○： 今の議論、私も私なりに解釈しているのですが、結局、権利者は最後まで守られているのです。どこまでも自分が納得しなかったらいくらでも言ってもいいわけです。あらゆる段階で。そこで、個人個人の努力が必要なので、説得力も必要であって、それができないのだったら人間として自分として納得できるまでは、自分のことも十分主張する。あるいは相手の言うこともよく聞く、そういうことが協議だと思うのです。

○： そこですよ。要するに、市も行政範囲の枠をはっきりしてないと、あなたたちはいつまでもいるわけでもないんだから、その人たちが変わったら・・・。私は知りませんと言って。

◎： いや、それは。

○： そういうことでやるのだったらやりますよ。

- ： 私の趣旨は、反対に意見提出しろと言っていないんですよ。要するに、どこまで皆の立場で意見が最大限尊重されて合意を含めて、失われる人にまあしようがないと言えるような段階の、いけるかいけないかという趣旨でしたけれど、それ以前に利用価値とかの検討等があって、その中を検討するには意見書等もう少し知った上で18についての検討もしなければいけないと思います。その次の段階として、19の軽微な変更というぐらいはあるのだろうという交通整理をしたのです。勘違いしないでください。反対なんかしていません。私は全て最初から最後まで権利者を守るという立場で確認させてもらいました。
- ： それは一方の立場であって、全体を考えてないのでは。やっぱり当事者の権限は大きいと思っていますから、自分自身そういう意味での責務は大きい。だから、必死です。自分自身で考えてくださいよ、市民全体がね。
- ： だからそここのところを。
- ： だから、それはお互いに認めて。
- ： お互いに認めるのではなくて。
- ： お互いがそれを考える。
- ： 要するに、市との対応のとき、当事者と対応をはっきりしていないと、審議会が云々の問題ではなくなってきたわけだから、それでも今の市の行政の対応者、施行者は要するに時間がきたらいなくなるんでしょう。そのことを間違えないように。ここに文書がある、生きているわけだから。そここのところを明らかにしてください。それは今ここで審議することではありません。要するに、一般討論として。
- ◎： ○委員。
- ： とりあえず、そういうことも意見もあったりするだろうから、あえてわかっている議事録に載せて証拠を残すようにしているのだから。
- ： だから、私は○さんのさっき言われた当然、不採択になったらその通知書を意見書を出した方のところへ持って行く。当然その時には、私らはどうすればいいのかという話が出る。その場合、不採択になったからもう市は知りませんと言うのか、いや、不採択にはなったけども、街区を大きく超えたりする場合以外、一つは市の所有地との調整ならできるけれども、他の所有者との調整という双方がうんと言わないとこれは絶対調整できません。
- ： だから、そういうことを言ったわけでは。
- ： それだったら、やはりそういうことを含めて、やっぱり通知書を持っていったら質問が出る。それに対して、いや、こういう考えですというぐらいのことは当然事務局も言いたいと思うので、そういう意味であれじゃないですか、こういうような取扱い。しかも、決まった後というよりも、やはりそういうようなことを前提に、100%は絶対だめです。絶対だめというのは取り消します。絶対はいけないのだけでも、こういう議案はそういう私が今説明を聞いた範囲で了解していいのではないかというように思います。
- それから、かなり盛んに不採択の問題があったけど、これ仮に審議会で採択されたら、でも必ずしもこれもそうなるとは限らないわけですね。だから、不採択に限定するより、採択されようが、やはり検討する余地は残しておくほうがいいのではないかというように思います。

- ： 必要があれば。
- ◎： 他の委員さん、何かご発言は。  
・・・特に意見なし・・・
- ◎： それでは、意見も出尽くしたようでございますので、採決に移らせていただきます。  
事務局より諮問書をお願いいたします。
- ： はい。それでは、諮問書を朗読させていただきます。  
・・・諮問書を朗読・・・
- ◎： ありがとうございます。  
ただいまの第8号議案「換地設計の軽微な変更について」ご異議のない方の挙手をお願いいたします。  
[賛成者挙手]
- ◎： 全員賛成でよろしいですね。
- ： ということは、18条の扱い一切。
- ◎： ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、原案の通り同意することに決定いたしました。ありがとうございます。
- ： ありがとうございます。それでは、答申書を配布させていただきます。
- ◎： これは私が朗読するのですか。
- ： はい。
- ◎： 皆さんに、それでは、朗読させていただきます。  
・・・答申書を朗読・・・
- 以上で、本日の議事は終了いたしましたけれども、次回等につきまして事務局から何か。
- ： はい。どうもありがとうございました。  
次回審議会の予定の前に、意見書提出者への案内についてちょっとご説明いたします。意見書提出者には、意見書の内容により時間配分をあらかじめ事務局の方で決めさせていただき、いついつの何時に来てくださいますと通知を出しますが、事前に日にちの変更の連絡があれば、できる限りその日程に合わすようにはすることを考えております。ただ、提出者全員に事前連絡をとって出席等の確認はいたしません。当日来ていない場合でも、審議はそのまま継続してまいります。  
では、次回審議会、第15回の審議会の予定でございますが、112通と非常に多い数の意見書の処理を行っていくこととなりますので、当然1回の審議会では終わることはございません。  
そこでまず、審議会の時間ですが、1回の審議会の時間を非常にご無理を言いますが、午後1時から6時までの5時間とさせていただきたい。それから、開催回数も意見書1件に対して約10分から20分として計算いたしますと、最低でも5回は必要となります。また、審議の進捗状況を考慮して予備日を1日とるとして、6回の審議会をお願いしたいと思っております。なお、審議時間は5時間を基本といたしますが、審議の遅れ等により意見書提出者がまだ待っているような状況になれば、そこまでは時間を延長してご審議をお願いすることになるかと思いますので、その点をご理解をお願いしたいと思います。できる限りこのようにならないように事務局で調整を図ってまいります

ので、お願いいたします。この意見書の処理を第15回審議会で行うとして、先ほども申しましたが、6回必要になりますが、この次の審議会の扱いを第16回審議会とするのではなく、第15回審議会は意見書の処理を行うとして、第15回審議会の1日目、2日目と継続審議としていくことで考えております。そのことで審議会の議事を作成する手間が省けるということになり、集中的に審議できるということになります。ということも先ほども述べましたが、仮に意見書提出者から早く結果を出してほしいとか調整するなら早くしてほしいとか、こういう要望がきつとございます。従いまして、早く審議できた人と遅くなった人との時間差はできるだけなくすようにして、皆さん平等に調整を図るようにしたいということで、集中的に短時間で審議していただきたいということでございます。また、審議会委員の皆様方においても、一月毎に6回も審議会があるという長期にわたるよりも、ある程度集中して審議することでご負担が軽減できるということになるかと思えます。従って、次回審議会は、換地に関する事項について一つ一つの意見書に対して市の見解を述べてまいりますので、この調整にもう少し時間をいただきたいのと、意見書提出者ご本人の審議会を聞く準備、案内も含むということで少し時間をとらせていただき、11月7日月曜から11月25日金曜までの平日、14日でございます。その14日のうち6日開催ということで日程調整をさせていただきたいと思えます。後で日程調整をお伺いした後、出席者が一番多い日で決定したいと思えます。

今後の予定につきましては以上でございますが、今後非常に重要な審議会になろうと思えます。委員の皆様方にはご無理を申し上げますが、よろしくお願いいたします。

- ： 他の審議会とは違って、同じ意見書の採否だからあけるといけないし、あけたら何かなんとかわけわからないようになる。特に反対しません。
- ： 欠席はやむを得ない。
- ： 欠席はやむを得ないけど、定足数を割ったら。採択できません。
- ◎： できませんね、採択は。
- ： 定足数は半分、だから、今10人だから5人は絶対いなければ駄目です。4人になったら採否自体が決められないということでしょう。紙を配って今出すわけ。
- ◎： 事務局。
- ： はい、できれば希望をお願いしたいと思えます。これから紙を配らせていただきます。
- ： 私の意見は、やるだけやってみる。
- ： すみません、会長。
- ◎： はい。
- ： 今書いて出すよりも帰って書いていただいて、後日回収に行きますので。

## 6 閉 会

- ◎： わかりました。  
すみません、長時間に渡りましてご熱心にご協議いただきました。ただ今をもちまして閉会といたしますが、次回は個人情報もありますので、非公開ということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

第 14 回

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会  
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議  
会会議規程第8条の規程により署名する。

平成23年9月29日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会 長 糸谷 麗 

委 員 逸見 利也 

委 員 土倉 一馬 